第1回 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議第1タスクフォース	資料1
令和8年10月30日	

生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議におけるタスクフォース委員及び座長の指名について

令和８年１０月２６日
生命科学・医学系研究等における
個人情報の取扱い等に関する合同会議
座長　森　保道

「生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議の開催について（令和７年２月 12 日決定）」に基づき、下記の特定の事項を調査・検討するタスクフォースの設置に関し、別紙１及び２のとおり委員及び座長を指名する。

なお、タスクフォースにおいて検討した内容及び結果については合同会議に報告する。

記

【主な調査・検討事項】

第１タスクフォース（第１TF）

- 「新規／既存」の考え方
- 「介入」の考え方
- オプトアウトに関する用語の定義の必要性
- 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和８年法律第 56 号）」を踏まえた同意手続等の在り方（第 2TF の事項を除く。）

第２タスクフォース（第２TF）

- バイオバンクを活用した研究における同意取得から提供、倫理審査委員会等に関する二次利用の在り方
- 個情法改正を踏まえた同意手続等の在り方（学術研究例外に関する事項。）

別紙１

生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議第１TF 委員名簿

（五十音順 敬称略）

委員名	所　　属	委任省庁
石井 夏生利	中央大学国際情報学部　学部長・教授	文
磯部　哲	慶應義塾大学大学院法務研究科　教授	厚
田代　志門	東北大学大学院文学研究科　教授	文・厚
玉腰　暁子	北海道大学大学院医学研究院社会医学分野公衆衛生学教室　教授	文
花井　十伍	特定非営利活動法人ネットワーク医療と人権　理事長	厚
別所　直哉	一般社団法人個人遺伝情報取扱協会　代表理事、社会構想大学院大学　客員教授、法とコンピュータ学会　理事、一般社団法人日本IT団体連盟　常務理事	経
○森　保道	国家公務員共済組合連合会 虎の門病院 内分泌代謝科部長、医学教育部長	厚
吉田　雅幸	東京科学大学大学院医歯学総合研究科先進倫理医科学分野　教授	文

※１　座長は、○とする。

※２　文：「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する専門委員会」（文部科学省科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会）

厚：「医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会」（厚生労働省厚生科学審議会科学技術部会）

経：「生命科学・医学系研究に関する倫理指針に係る個人遺伝情報保護ワーキンググループ」（経済産業省商務流通情報分科会バイオ小委員会）

別紙２

生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議第２TF 委員名簿

（五十音順 敬称略）

委員名	所　　属	委任省庁
池田　信也	日本製薬工業協会研究開発委員会　副委員長	経
田代　志門	東北大学大学院文学研究科　教授	文・厚
長神　風二	東北大学東北メディカル・メガバンク機構　教授	文
花井　十伍	特定非営利活動法人ネットワーク医療と人権　理事長	厚
日置　巴美	長島・大野・常松法律事務所　弁護士	厚
森　保道	国家公務員共済組合連合会 虎の門病院 内分泌代謝科部長、医学教育部長	厚
横野　恵	早稲田大学社会科学部　准教授	文・経
○吉田　雅幸	東京科学大学大学院医歯学総合研究科先進倫理医科学分野　教授	文

※１　座長は、○とする。

※２　文：「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する専門委員会」（文部科学省科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会）

厚：「医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会」（厚生労働省厚生科学審議会科学技術部会）

経：「生命科学・医学系研究に関する倫理指針に係る個人遺伝情報保護ワーキンググループ」（経済産業省商務流通情報分科会バイオ小委員会）

（参考）

検討の進め方（案）

第１回　生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議	資料5
令和７（2025）年２月12日	

○ 現行の倫理指針における運用について課題を抽出する。

○ 当該課題の対応について検討し、規定内容の改正等について検討する。

○ 今後、必要に応じて少数の委員で構成するタスクフォースを設置し、見直し案をまとめる。

「資料１：生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議の開催について（案）」抜粋

２．運営方法

（２）タスク・フォースの設置等について
- 特定の事項を調査・検討するため、**合同会議の下にタスク・フォースを置くことができる**。
- タスク・フォースの委員及びタスク・フォースの座長は、合同会議の座長が指名する。タスク・フォースの座長は、調査・検討の経過及び結果を合同会議に報告するものとする。
- 座長は、特定の事項を検討するために必要があるときには、適当と認める者を参考人として招致し、意見を求めることができる。

（４）議事及び会議資料の公開について
- 合同会議の議事及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、審議の円滑な実施に影響が生じるものとして、議事及び会議資料を非公開とすることが適当であると合同会議が認める案件を調査審議する場合は、非公開とする。
- タスク・フォースを設置する場合、その議事は率直かつ自由な意見交換を確保するため原則として非公開とし、会議資料及び議事概要を会議後速やかに公表する。ただし、タスク・フォース座長が特に必要と認めるときは、会議資料及び議事概要の一部を公表しないものとすることができる。